



宮 崎 県 公 報

平成19年10月25日（木曜日） 第 1925 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………（財政課） 1

告 示

○林業種苗生産事業者の登録……………（森林整備課） 1

公 告

○准看護師試験の実施……………（医療業務課） 1

頁

○土地改良区の役員の就退任の届出……………（農村整備課） 1

病院局企業管理規程

○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 2

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 2

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十月二十五日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第七十四号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和三十九年宮崎県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百二十八条」を「第三百二十八条の二」に改める。

第二百二十二条第四項中「工事請負の」を「工事若しくは工事に関する業務の請負又は普通財産（不動産に限る。）の売払いに係る」に、「工事請負契約」を「契約」に、「公表するものとする」を「公表することができる」に改め、同条第五項を削る。

第二百二十三条の二第一項中「電子情報処理組織」の下に「（以下「電子情報処理組織」という。）」を加える。

第二百二十八条第一項中「製造の」を「製造その他についての」に改める。

第六章第四節中第三百二十八条の次に次の一条を加える。

（電子見直し合わせ）

第三百二十八条の二 前条第一項に規定する見直し書を電子情報処理組織を使用してする場合（以下「電子見直し合わせ」という。）については、電子見直し合わせに参加する者の使用に係る電子計算機に必要な事項を入力させ、所定の日時まで、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに記録させなければならない。

2 前項に規定するものは、電子見直し合わせの実施については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 824号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、

次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成19年10月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 種	苗 木	
1263	菊池為時 東臼杵郡諸塚村 大字七ツ山 5907番地	採取 精選	幼苗の育 成	菊池為時 東臼杵郡諸塚村 大字七ツ山矢村

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、平成19年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成19年10月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 試験の日時
平成20年2月15日（金曜日）
午後1時30分から午後4時00分まで
- 試験の場所
宮崎市古城町丸尾 100番地
学校法人 大淀学園 宮崎産業経営大学
- 受験願書の受付期間
平成20年1月4日（金曜日）から1月11日（金曜日）まで（土・日曜日、祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。
郵送の場合は、1月11日付けの消印のあるものまで有効とする。
- その他
詳細については、最寄りの保健所（宮崎市保健所は除く。）又は宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985(26)7055）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のと

おり届出があった。

平成19年10月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	中 吉 利 春	都城市高城町石山2717番地
副理事長	七 村 勇	都城市高城町石山2386番地
理 事	今 井 幸 治	都城市高城町石山2366番地
理 事	末 広 司	都城市高城町石山1543番地 4
理 事	水 間 悟	都城市高城町石山2695番地
監 事	下 川 正	都城市高城町石山1128番地
監 事	馬 渡 巨	都城市高城町石山1946番地
監 事	榎 木 和 美	都城市高城町石山1632番地

(任期：平成23年10月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	末 広 雅 明	都城市高城町石山2388番地
理 事	柴 田 栄 治	都城市高城町石山2720番地
理 事	湯 屋 照 美	都城市高城町石山1898番地
理 事	飯 盛 吉 弘	都城市高城町石山1712番地
理 事	岩 崎 一 之	都城市高城町石山3652番地
監 事	今 井 光 夫	都城市高城町石山2363番地
監 事	富 吉 次 男	都城市高城町石山2725番地 1
監 事	山 元 勝 吉	都城市高城町石山1664番地

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成十九年十月二十五日

宮崎県病院局長 植木 英 範

宮崎県病院局企業管理規程十二号

病院局財務規程の一部を改正する規程

病院局財務規程 (平成十八年宮崎県病院局企業管理規程第十五号) の一部を次のように改正する。

目次中「第百一十一条」を「第百一十一条の二」に改める。

第百四十二条第四項中「工事請負の」を「工事若しくは工事に関する業務の請負又は普通財産(不動産に限る。)の売払に係る」に、「工事請負契約」を「契約」に、「公表するものとする」を「公表することができる」に改める。

第百五十二条第一項中「電子情報処理組織」の下に「(以下「電子情報処理組織」という。)」を加える。

第百五十二条第一項中「製造の」を「製造その他につけての」に改める。

第七章第四節第百一十一条の次に次の一条を加える。
(電子見直し) 前条第一項に規定する見直し書を電子情報処理組織を使用してする場合(以下「電子見直し」という。)については、電子見直しに参加する者の使用に係る電子計算機に必要事項を入力させ、所定の日時までに、契約担当者使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに記録させなければならない。

第百一十一条の二 前条第一項に規定する見直し書を電子情報処理組織を使用してする場合(以下「電子見直し」という。)については、電子見直しに参加する者の使用に係る電子計算機に必要事項を入力させ、所定の日時までに、契約担当者使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに記録させなければならない。

2 前項に規定するもののほか、電子見直しの実施については、別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第95号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成19年10月13日現在次のとおりである。

平成19年10月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,808人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 223,399人

宮崎県選挙管理委員会告示第96号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成19年10月13日現在次のとおりである。

平成19年10月25日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

えびの市選挙区 6,530人